

団体訴訟制度

損害賠償の導入勧告

OECD 消費者の救済容易に 日本などに

【パリ＝野見山祐史】経済協力開発機構(OECD)は消費者保護に関する報告書を発表し、

被害者に代わって消費者団体などが問題企業を訴える「団体訴訟制度」に関して、日本では規定していない損害賠償の導入を勧告した。団体訴訟で損害賠償を請求できれば、泣き寝入りが多い少額・多数の被害者の救済が容易になる。日本など加盟三十カ国が勧告の対象だ。

OECD理事会で採択された勧告は加盟国の行政執行のひな型となる。五年以内に各国の消費者保護の進み具合を点検し、改善が遅い国には是正を求める。

日本は六月に改正消費者契約法が施行され、消費者の団体訴訟制度が始まったばかり。ただ、提訴の対象は不当契約や営業の「差し止め」請求に限られ、すでに生じた損害賠償は対象外だ。

新規被害を抑制する効果はあるものの、損害賠償は被害者本人が動か

い。OECDは今回の報告

書で、救済対象にネットや通販を含むあらゆるモノ

ノ・サービスの取引を挙げた。その上で救済方法として契約解除などのほかに損害賠償を盛り込んだ。

制度のほか、弁護士なしで個人が提訴する「少額訴訟」などの整備の重要性を指摘した。団体訴訟で損害賠償請求を認める国は二〇〇五年四月時点で米英独仏スウェーデンなど少なくとも九カ国にのぼっている。

ない限り実現せず、少額・多数の被害者の救済には不十分との見方が多